

チャレンジ産廃3R事業の認定・表彰について

1. 評価項目について

評価は、【3R※の取組】、【排出抑制】、【再生利用】の3つの観点で評価します。

※3R Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)

(1) 【3Rの取組】

排出抑制、再生利用について、積極的に取り組んでいる、具体的には、新たな取り組みを実施した、自主的な取り組みを継続して実施している、あるいはよろず相談の利用があった場合等を評価します。

(評価項目)

I 産業廃棄物の排出抑制、再生利用について新たな取り組みを実施した場合、または自主的な取り組みを継続して実施している

(例：建設現場での混合廃棄物の分別、プレカット材料の使用等)

II 社内研修会を実施した

III 「よろず相談」を利用した

IV チャレンジ産廃3R事業に連続して3年以上参加している

(従来の「トライ産廃スリム事業」の参加も含む)

V 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度により格付けを受けた事業者または国の優良認定制度による認定を受けた事業者に産業廃棄物の委託処理を行った

(格付けを受けた事業者は、産業廃棄物処理業の許可証の余白に「☆～☆☆☆☆」の格付けマークが印字されています。優良認定を受けた事業者は産業廃棄物処理業の許可証内に「優良」の文字が印字されています)

※格付け事業者の名称・連絡先や制度の詳細は、山梨県環境・エネルギー部環境整備課ホームページに掲載しています。⇒ <http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/kakuduke.html>

(2) 【排出抑制】

業種毎に指標(評価単位)を定め、指標の1単位当たりの事業者さんの県全体での廃棄物の排出量(評価排出量)の増減を年度間で比較し評価します。具体的な指標は次のとおりです。

業種	指標	指標の単位	評価排出量(t)
鉱業	出荷量 又は 出荷額	1,000 m ³ 又は1億円	排出量/出荷量(千立米)等
建設業	元請完成工事高 又は 工事高	1億円	排出量/元請完成工事高(1億円)等
製造業	製造品出荷額 又は 売上高	1億円	排出量/製造品出荷額(1億円)等
上下水道	下水処理量 又は 総排水量	1,000 m ³ /日	排出量/下水処理量(1万立米/日)
医療	病床数	1床	排出量/1床
その他	売上高、等	1億円	排出量/売上高 等

例)

事業者	業種	指数	指数実績 D	排出量実績 E	評価排出量 F (E/D)
A社	製造業	製造品出荷額	37億円	791 t	21 t
B社	建設業	元請完成工事高	68億円	3,406 t	50 t

評価排出量を年度間で比較
します

(3) 【再生利用】

事業者さんの排出量に対する減量化量や再生利用量の状況（再生利用等率）で評価します。

$$\text{再生利用等率} \cdots \cdots (\text{自己減量化量} + \text{自己再生利用量} + \text{再生利用者への委託量} + \text{熱回収を行う事業者への委託量}) / \text{排出量}$$

例)

事業者	業種	排出量 D	自己減量化量+自己再生利用量 +再生委託量熱回収委託量 E	再生利用等率 F (E/D)
A社	製造業	791t	772t	97.6%
B社	建設業	3406t	3,406t	100%

減量化、再生利用の状況で評価します

2. 認定・表彰について

(1) 「チャレンジ産廃3R認定事業者」の認定について

排出抑制、再生利用に積極的に取り組んでいる、具体的には1. (1) 【3Rの取組】の評価項目I～Vのうち2項目以上取り組んでいる事業者さんを「チャレンジ産廃3R認定事業者」として認定します。

(2) 表彰について

「チャレンジ産廃3R認定事業者」のうち、産業廃棄物の排出抑制、再生利用について新たな取り組み、または自主的な取り組みを継続して実施したことにより、その成果が顕著な事業者さんを表彰します。

具体的には、排出抑制、再生利用について新たな取り組み等を実施した事業者さんで、その成果として1. (2) 【排出抑制】(3) 【再生利用】の状況が良好である、といった取り組み状況を考慮し、特に優秀な事業者さんを表彰します。

【排出抑制】【再生利用】の状況については、県全体での廃棄物の排出量（評価排出量）の増減や再生利用率を産業廃棄物処理計画実施状況報告書等により確認するため、評価排出量の増減や再生利用率を確認できない場合や、データの比較に当たり、数値の動きが不適であると判断される場合は、表彰の対象事業者から除外する場合があります。